

そうそう農林 NEWS

創刊号 令和4年6月
福島県相双農林事務所



復旧農地に広がる『菜の花畑』

～相双農林事務所長 着任あいさつ～

今春4月に福島県相双農林事務所長に着任いたしました小久保 仁子と申します。よろしくお願いいたします。

相双農林事務所勤務は2回目であり、早々に管内を巡回したところ、お世話になった令和元年度より緑の広がりを感じました。相双地方の農林業の復活を目指す皆様の御努力の賜だと感動しております。

農林事務所といたしましては、東日本大震災と原子力発電所の事故に伴う相双地方の置かれた諸事情を踏まえ、令和3年12月に策定いたしました「福島県農林水産業振興計画」の基本目標である《「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村》の実現に向けて、4つの方向を軸に農林業の振興に努めてまいります。

- ①東日本大震災及び原子力災害からの復興
- ②持続的な発展を支える生産基盤の整備と担い手の確保
- ③地域の特性を生かした産地づくり
- ④地域の特性を生かした農山漁村の形成

特に、農林業経営体は震災前から大きく減少しているため、省力的・効率的に管理や作業が行える条件整備や、安定した営農が継続できる体制の確立が重要と考えております。生産性の高いほ場づくり、夏季冷涼な気候や豊富な森林資源を活かした農林業に取り組む人材の確保、相双ならではの技術や品目に着目した新たな産地づくりなどに、農林業者の皆様を始め、市町村・関係団体等の皆様と力を合わせて推進してまいりますので、より一層の御協力をお願いいたします。

結びに、相双地方の復興とさらなる発展のため、農林事務所の職員一同、全力で取り組んでまいりますこととお誓い申し上げ、挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

排水機場の屋上にて撮影(南相馬市八沢地区)



福耕支援隊から支援をいただいています！

福耕支援隊とは「福島県の被災した農地を再び耕し、おいしい農作物を作る」ため、全国から支援に来ていただいている農業土木職員の愛称です。今年度は青森県、新潟県、静岡県、滋賀県の4

県7名の職員が、相双農林事務所農村整備部で、東日本大震災からの復旧・復興に向けた災害復旧業務や、ほ場整備事業の工事監理業務に取り組んでいます。

福耕支援隊の方々の活躍により、福島県の復旧は着実に進み、東日本大震災で被災した農地の営農再開可能面積は1,442ha（全体の89%）となりました。

一日でも早い復旧・復興のために、農村整備部一丸となって業務に励んでまいります。

[農村整備部]



左から、山田副主査(滋賀)、富井主査(新潟)、関主査(新潟)、志田主査(静岡)、水木技師(青森)、外崎主査(青森)、大内技師(静岡)

南相馬市主催の植樹祭が開催されました！

令和4年6月5日（日）に南相馬市小高区塚原の海岸防災林にて、南相馬市主催の第10回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭が開催されました。この植樹祭は、東日本大震災で犠牲となられた人々を慰霊するとともに、震災の教訓を後世に継承し、津波を緩衝するための「いのちを守る緑の防災林」を造成するという理念のもと行われています。

当日は市民のほか、全国からの森林ボランティア団体や企業など約1,000名が参加し、タブノキなど21種の樹種18,000本が植栽されました。皆さんの熱心な植栽作業により、裸地だった場所が緑で埋め尽くされました。植栽された苗木たちが力強く育ち、将来の海岸防災林、そして地域の鎮魂の象徴となることを祈念しています。



[森林林業部]

かわうちワイナリーで初ワインが完成しました！

川内村では、平成 28 年から醸造用ブドウの栽培が行われています。令和 3 年 6 月に開所したワイン醸造施設「かわうちワイナリー」で、令和 4 年 3 月、ついに初のワインが完成しました！

令和 4 年には、川内村産「シャルドネ」・「メルロー」、山形県産「カベルネ・ソーヴィニヨン」などの原料ブドウから約 11,000 本のワインが製造される予定です。さらに、年末に向けてスパークリングワインなども醸造中です。

川内村産シャルドネの白ワイン「ヴィラージュ シャルドネ 2021」は、青リンゴやライム、レモンなどの柑橘系

の香りと、は
つらつとし

た酸味が特徴的なワインとなっております。

ワインは、かわうちワイナリーや川内村内のお店などで購入することができます。川内村の風土でつくられたワインを是非味わってみてください。

また、令和 4 年度の醸造用ブドウも、生産者のこまめな管理により順調な生育となっています。令和 4 年度産の醸造用ブドウを用いたワインも御期待ください！

[双葉農業普及所]



順調に生育する醸造用ブドウ



かわうちワイナリー初のワイン

森林保全巡視員辞令交付式を開催しました！



辞令交付式

令和 4 年 4 月 1 日に、南相馬合同庁舎において令和 4 年度森林保全巡視員辞令交付式を開催し、森林保全巡視業務を担う巡視員 6 名に辞令を交付しました。

森林保全巡視員の業務は、県営林及び保安林における気象害や、病虫獣害、無許可の伐採・開発行為の早期発見のほか、入山者に対する山火事予防のための啓発活動など多岐にわたり、年間を通じて非常に重要となっています。

適正な森林保全に向け、管内の皆様の当業務への御理解と御協力をお願いします。

[森林林業部]

はんさき 飯崎地区／幅下1号堰が完成しました！

飯崎地区は南相馬市小高区中心部より南西約1kmに位置し、二級河川の小高川と飯崎川との合流地点に広がる水田地帯です。現在、受益面積107.4haで県営のほ場整備事業を実施しています。

本地区は、ほ場の大区画化とあわせて、用水系統の整備も行い、これまでの取水源であった小高川筋の5つの堰を、最も上流に位置する幅下1号堰に統合しました。改修工事は令和4年3月末に完成し、老朽化したコンクリート固定堰がゴム堰（延長15.9m、高さ1.3m）に生まれ変わりました。ゴム堰は、ゴムの袋に空気を送り込むと、袋が膨らみ、堰の高さが上がるため、上流側の水を取水することができる仕組みとなっています。上流水位が一定の高さになると、停電時でも無動力かつ自動で袋の空気が抜けて収縮し、堰の高さが下がるため、洪水時において河川の流れを阻害することがなく、安全性が高いことが特徴です。

本施設の完成で、飯崎地区内の受益面積68.0haの農地へ農業用水を安定的に供給できるようになり、今後、水稻や大豆、ブロッコリーなど様々な農作物の栽培の定着が期待されます。

[農村整備部]



空撮(飯崎地区)



幅下1号堰(下流側から望む)

相双地方有害鳥獣害防止対策会議が開催されました！

令和4年6月9日に管内の各市町村、JA、農業共済組合、森林組合、環境省福島地方環境事務所、相双地方振興局県民生活課、生活環境部自然保護課、相双農林事務所農業振興普及部、森林林業部、農業総合センターを参集し、相双地方有害鳥獣害防止対策会議を開催しました。管内における令和2年の鳥獣害被害額は約290万円で、そのうち78%がイノシシによる被害となっています。環境省からは、イノシ



センサーカメラによる
イノシシワイヤーメッシュ対策効果確認



モデル集落における
ワイヤーメッシュ柵の設置
(飯舘村、約 18km)

シの捕獲数が前年より減少しているものの、予断はできないことが指摘されました。被害の軽減に向け、相双農林事務所が設けた鳥獣害対策のモデル集落における、集落住民ぐるみで取り組むワイヤーメッシュ柵の設置（飯舘村）、隠れ場や進入路となる藪の刈り払い（富岡町）の効果を紹介しました。

また、市町村からは、高齢化による猟友会員の減少を補うため、若者の狩猟免許取得の支援の報告がありました。鳥獣害被害対策は、総合的に行う必要があるため、今後も各関係機関が連携して取り組んでいくことを確認しました。

[農業振興普及部]

ぶどう栽培初心者講座を開催しました！

令和4年5月17日、双葉農業普及所において、ぶどう栽培初心者講座を開催しました。

新規栽培者や栽培希望者約30名に参加いただき、座学形式でぶどうの品種や1年の栽培の流れ、栽培のポイントなどの基礎的な内容について説明を行いました。

平成27年から始まったぶどうのハウス栽培は、川内村を中心に栽培農家数・作付面積が増加しており、現在は双葉郡7町村の約60名が約110aの農地で生産しています。ぶどうは、水稻育苗ハウスを有効活用できる、重労働がなく女性でも取り組みやすい、栽培がマニュアル化されているなどの点から徐々に作付面積が増えている人気の品目となっています。一方で、ジベレリン処理※や摘粒などのぶどう栽培特有の作業に苦勞する栽培者が多いことが課題です。

当所では安定した生産ができるように講座や定期的な指導会、巡回個別指導などを実施し、引き続き栽培者支援に努めてまいります。

※ジベレリン処理…ぶどうを種なしにする処理のこと。



ぶどう栽培初心者講座



水稻育苗ハウスで栽培されるぶどう

[双葉農業普及所]

「ふくしまフェスタ in ラゾーナ川崎プラザ」 に参加しました！



イベントの様子



物品販売ブース

令和4年6月4日（土）、5日（日）の2日間にわたり、神奈川県川崎市の「ラゾーナ川崎プラザ」において、福島県の広報イベント『ふくしまフェスタ in ラゾーナ川崎プラザ』が開催されました。

当所のブースでは、相馬市の事業者「有限会社 海鮮フーズ」が商品販売を行い、当所は販売支援及び管内6次化商品のPRを行いました。（有）海鮮フーズが出品した「ヒラメの塩辛」や、「あおさバター」、「しらす山椒油漬け」、「あなご味噌」などの珍しい商品に、来場した方々は興味を引かれていました。なかでも、相馬市松川浦産の「あおさ海苔」は、1日で完売する売れ行きでした。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、試飲試食はできませんでしたが、来場者は事業者から直接調理法を聞いたり、商品の説明を受けたりして購入していました。来場者のなかには、相双地域出身の方もおられ、地元の商品に関心をもって購入している姿も見られました。

また、イベント内では、県外における管内6次化商品の認知度向上のため、相双地域の6次産業化に関するチラシを配布しました。チラシには、相双地域の6次化商品の一部を掲載しており、チラシを見た方からは、「おいしそう。」、「このような商品があることを初めて知った。」、「親に買ってあげたい。」等の声が聞かれました。

当所では、引き続き管内6次産業化の推進に尽力してまいります。「そうそう・6次化ネットワーク会員」の募集も随時行っておりますので、興味のある方は9ページを御覧ください。

福島県 相双地域の6次産業化

（福島県 相双地域）

相双地域は、福島県の太平洋側（浜通り）に位置し、相馬地方（相馬市、南相馬市、新地町、飯沼町）、双葉地方（浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、金野町、富岡町、相馬町）の12自治体からなる地域です。

6次産業化

1次産品・2次産品・3次産品・6次産品

1次、2次、3次の水産物に対して、多種多様な加工・付加価値を付与して新たな付加価値を生み出し、または加工・調理・販売した付加価値を生み出す取組。

期待される効果

- 産地振興の促進
- 農産物に対する関心の向上
- 収益性の改善
- 食品製造業の振興
- 地域活性化
- 雇用の創出
- 地域資源を活かした、食の魅力の発信 など

相双地域は、農産物の6次化商品だけでなく、海に面しているため、水産物の6次化商品もある地域です。相双地域の6次化商品の一部を掲載して紹介しておりますので、ぜひご覧ください。

問合せ等は相双農林事務所企画課（以下の連絡先）までお願いいたします。

福島県相双農林事務所 企画課 地域農林企画課
〒973-0003 福島県相馬市相馬町1丁目3番6号
TEL: 0244-26-1152 FAX: 0244-26-1101
E-mail: kishu_a@kshkshima.lg.jp

6次化に関するチラシの配布

[企画部]

相双農林事務所からのお知らせ

注意

●生しいたけの原産地表示が変わります●

しいたけ栽培には、原木栽培と菌床栽培の2つの方法があります。原木栽培は、原木に穴をあけて種駒を植え付けたほど木からきのこを収穫する方法で、菌床栽培は、おが粉（屑）に米ぬか等を混合しブロック状に固めた培地に種菌を植え付けた菌床培地からきのこを収穫する方法です。

いずれの場合も、ほど木や菌床培地の製造された場所と、しいたけを収穫した場所が異なる場合がありますが、いままでは、しいたけを収穫した場所を原産地としていました。

近年では、海外で作った菌床を輸入して、国内でしいたけを収穫し、国産として出荷する例も増えており、海外で生産された菌床由来のしいたけと、国内で生産された菌床由来のしいたけを消費者が区別することができない状況となっていました。

このような中、消費者に、より正確な情報を提供するため、消費者庁は令和4年3月に、「種菌を植え付けた場所（植菌地）を原産地とする。」と食品表示基準Q&Aを改正しました。今後、しいたけ生産者は表示内容の見直しに基づき、令和4年9月末までに対応することになります。

○生しいたけの原産地表示見直しのポイント

●改正前ルール

A国で植菌



B県で収穫

原産地（収穫地）：B県【国産】
植菌地：A国（任意表示）

●改正後ルール

A国で植菌



B県で収穫

原産地：A国【A国産】
収穫地：B県（任意表示）

●新型コロナウイルス感染症対策に関する相談窓口●

県では新型コロナウイルス感染症対策に関する相談窓口を設置しています。新型コロナウイルス感染症対策に係る管内の農林業における経営や支援制度等の相談については、下記へお問合せください。（受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日を除く））

●農業に関する相談●

- ・相馬地方※1 → 農業振興普及部
☎0244-26-1146
- ・双葉地方※2 → 双葉農業普及所
☎0240-23-6473

●林業に関する相談●

- ・相馬地方※1 → 森林林業部
☎0244-26-1171
- ・双葉地方※2 → 富岡林業指導所
☎0240-23-6084

※1 相馬市、南相馬市、新地町、飯館村

※2 広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

また、以下のURLより国及び県の新型コロナウイルス感染症対策に係る支援制度等をまとめた資料等を閲覧できます。是非、御活用ください。

URL：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/corona01.html>

●農作物の出荷制限について●

福島第一原子力発電所事故の影響で農林水産物の摂取・出荷制限指示が出されています。摂取や出荷に当たっては、『摂取や出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品について <https://www.new-fukushima.jp/storage/pdf/subject.pdf> (ふくしま復興ステーションHP内)』にて、**摂取・出荷制限指示の有無の確認**をお願いいたします。

農作物の出荷制限についてのお問い合わせは、下記まで御連絡ください。

- ・相馬地方※1 → 農業振興普及部 経営支援課 ☎0244-26-1151
- ・双葉地方※2 → 双葉農業普及所 経営支援課 ☎0240-23-6474

※1 相馬市、南相馬市、新地町、飯館村

※2 広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

●山菜を出荷される皆様へ●

相双管内においては、下記(表1)の山菜について出荷が制限されていますので、山菜を採取する方は次の点に注意するようお願いいたします。

- 団体や個人の自主検査により基準値(100Bq/kg)以下であっても出荷や販売等はできません。
- 無償の譲渡、インターネット(フリマアプリ等)での個人売買も出荷に該当するためできません。
- 飲食店や宿泊施設等での提供や加工用原材料としても使用できません。

相双管内で採取された山菜の出荷をお考えの方は、下記事務所に連絡をお願いいたします。

- ・相馬地方 → 森林林業部 ☎0244-26-4305
- ・双葉地方 → 富岡林業指導所 ☎0240-23-6084

(表1)

品目(野生)	地域
わらび	南相馬市、広野町、楡葉町、葛尾村
ふき	楡葉町、葛尾村
ぜんまい	相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、川内村、葛尾村
うど	相馬市、広野町、楡葉町、川内村、葛尾村
たらのめ	管内全域
くさそてつ(こごみ)	相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、葛尾村
こしあぶら	管内全域
たけのこ	管内全域
ふきのとう	相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、葛尾村
くるみ	南相馬市

※他の市町村の出荷制限等の状況は、県HP「ふくしま復興ステーション」で確認してください。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/mon-kekka.html>)

●そうそう・6次化ネットワーク会員募集中●

そうそう・6次化ネットワークは、相双地域で6次化に取り組まれる事業者の方を応援する会員制の組織です。「自分で栽培した農産物を加工して、商品として売り出したい。」「地場産農産物を使って商品を作りたい。」「6次化商品を取り扱いたい。」など、そんな思いのサポートをいたします！少しでも御興味のある方は、是非、御加入ください！

★登録料や年会費などは無料です！

☆個人、団体、法人、どなたでも御加入いただけます。

★会員特典

・会員同士の交流 ・6次化商品販売会への参加 ・各種情報提供 ・相談受付

[申し込み・問い合わせ先]

福島県相双農林事務所 企画部 地域産業6次化担当 ☎0244-26-1153

●6次化の相談を受け付けています●

ふくしま農産漁村発イノベーションサポートセンター（ふくしま地域産業6次化サポートセンター）では、6次化に関する相談を受け付けております。相談内容に応じて、イノベーター（専門家）の派遣や加工業者の紹介などを行います。相談を希望される場合には、地区担当の企画推進員（相談員）までお気軽にお問い合わせください。

相双地区担当 企画推進員：古関（こせき）

☎：080-9250-1303 ✉：6r@life-role.jp

ふくしま農産漁村発イノベーションサポートセンターHP：<https://www.fukushima-message.com>

創刊に当たって

この度、相双農林事務所の広報物の名称が、「相双『食』と『ふるさと』新生運動ニュース」から「そうそう農林NEWS」に変わりました。

「そうそう」は、当事務所の「相双」のほか、「草創（ものごとを新しく始めること、ものごとのはじまり）」の意味合いがあり、ひらがな、漢字、英語の3つを使用することで、多様な内容を幅広く発信していきたいという思いも込めました。

相双地域にふさわしい名称のもと、皆様のお役に立つ情報をお届けいたします。

福島県相双農林事務所

〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地

Tel : 0244-26-1153 Fax : 0244-26-1181

E-mail : kikaku.af06@pref.fukushima.lg.jp

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36260a/>

皆様からの、御感想、御意見お待ちしております。

